⑹　Contact point for tender documentation : Masaharu Shimokawa, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 14―15 Higashi-hakushima-cho, Naka-ku, Hiroshima-city, Hiroshima-Prefecture Japan 730―0004 TEL 082―511―3903

# 入札公示

## 公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。

平成25年5月21日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長　許士　裕恭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

**○開発留萌第１号**

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　深川留萌自動車道留萌市留萌トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道留萌市

⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝930m（ＳＰ＝44,080～ＳＰ45,010）、トンネル延長：Ｌ＝830m（掘削延長：Ｌ＝824m）、幅員：ＳＬ＝9.5m、内空断面積：Ａ＝71.2㎡　掘削工（ＮＡＴＭ工法、発破掘削）：Ｌ＝824m、覆工：Ｌ＝824m、仮設工：１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年10月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　吹付コンクリート：Ｖ＝5,300㎥、覆工コンクリート：Ｖ＝11,000㎥、鉄筋：Ｗ＝80ｔ、ロックボルト：Ｎ＝9,620本、鋼製支保工材：Ｗ＝306ｔ

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。

⑿　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒁　本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

⒂　本工事は、段階選抜方式における二次審査に必要な書面の提出時に、積算に必要な事項について記載した見積書（以下、「見積書」という。）の提出を求め、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経常事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年度以降に、次のア及びイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア　ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積65㎡以上かつトンネル延長700m以上のトンネル工事であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事であること。

イ　凍結防止対策を伴ったトンネル工事を施工した実績を有すること。

ア及びイは同一工事でなくてもよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成10年度以降に、上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。